公募型指名競争入札の実施要領

この要領は、境港市が特定建設工事共同企業体に発注する建設工事について、公募型指名競争入札の実施に関する事務・審査手続きを定める。

１　対象工事

特定建設工事共同企業体を対象とする公募型指名競争入札は、別表１に定める工事とする。

ただし、公募期間等必要な日数がとれない場合は、上記に該当する工事であっても指名競争入札によることができるものとする。

２　技術資料の収集

境港市建設工事入札参加資格審査要綱（平成１５年１月１日施行。以下「審査要綱」という。）に基づき建設工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、技術資料の提出を求める対象者（共同企業体）の範囲を決定した上で、技術資料の提出を求めるものとする。

３　技術資料収集に係る公告

公募により技術資料の提出を求めようとする場合においては、境港市掲示場設置規則（昭和２９年境港市規則第２号）に定める掲示場に次に掲げる事項を公告する。

公告に明示する事項	内容に関する留意事項
１　工事の概要 （１）　工事名 （２）　工事場所 （３）　工事内容 （４）　工事の概要 （５）　工期 （６）　予定価格	工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 また、工事の施工に必要とされる技術的な能力、あるいは要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
２　技術資料の提出を求める対象者に関する事項 （１）　共同企業体に関する条件 （２）　共同企業体の構成員共通の資格 （３）　共同企業体の代表者の資格	本件工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工であることを明記する。また、本店・支店の所在地の要件、出資比率等を設定すること。 工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から格付等級等の条件を設定する。 監理技術者を専任で配置できること及び特定建設業の許可を受けていることを条件とすること。

（4）共同企業体の代表者以外の者の資格	１級技術者を主任技術者として配置できることを条件とすること。
3　技術資料の作成及び提出 （1）技術資料作成要領の交付方法 （2）技術資料の提出方法 （3）技術資料の審査に関する事項 4　その他必要と認める事項	 技術資料作成要領を入札参加希望者に交付する。交付期間（公告の日から）、交付場所及び申し込み方法を明示すること。 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法を明記すること。提出に当たっては、原則として持参させるものとする。 提出された技術資料に基づき、審査し、指名する旨を明記する。 関連情報を入手するための照会窓口その他実施上の留意事項を明記すること。

4　技術資料等作成要領

技術資料及び入札参加資格確認書類作成要領には、次の事項を記載するものとする。

（1）　工事の概要等
（2）　技術資料等の作成方法及び提出に関する事項
（3）　技術資料等の提出に関する事項
（4）　提出書類に関する事項
（5）　技術資料の記入要領に関する事項
（6）　入札参加資格確認書類の記入要領に関する事項
（7）　提出部数に関する事項
（8）　その他の留意事項

5　技術資料の内容

監理技術者及び主任技術者の資格を確認する書類として、資格証の写しを添付させること。

提出部数は１部とする。

6　入札参加資格確認書の内容

次により、特定工事共同企業体に係る入札参加資格確認書を技術資料と同時に提出させること。

提出部数は１部とする。

記載事項	内容に関する留意事項
1　共同企業体に関する入札参加資格確認書類 2　その他の確認書類 （1）　共同企業体経営規模総括表 （2）　共同企業体協定書の副本 （3）　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し （4）　誓約書 （5）　委任状	審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づいて記入すること。ただし、技術者については申請日現在の状況を記入すること。 印影の鮮明なものとする。 審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書とすること。

7　入札参加資格要件の決定等

公告内容及び技術資料の内容については、当該工事を主管する課（以下「主管課」という。）が案を作成し、境港市建設工事指名業者選定要綱第５条に定める建設業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定する。

8　技術資料の審査及び入札参加者の確認

（1）　提出された技術資料等に基づき、公募型指名競争入札に係る審査表を作成し、審査委員会に諮るものとする。

（2）　審査委員会は、公募型指名競争入札に係る審査表及び提出資料について総合的に審査するものとする。

（3）　入札参加資格の確認については、技術資料及び入札参加資格確認書類により行うものとする。

9　指名業者の選定

（1）　公募により広く入札参加希望者を募る入札方法であるから、不必要に厳格な絞込みは行わないものとする。

（2）　指名業者については、審査表に基づき審査委員会において決定する。

１０　非指名通知等

（1）技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

（2）前号の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して３日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

（3）市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌

日から起算して３日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

１１　実施上の注意事項

（１）手続きの標準日数は、別紙に示す参考日数を基準とする。

（２）技術資料が提出されることをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。

（３）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（４）技術資料その他提出された書類は、返却しないこととする。

（５）技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

（６）誤記等の訂正のための資料の差替えは、審査委員会の判断による。

１２　施行期日

この要領は、平成１２年６月２０日から施行する。

この要領は、平成１５年５月７日から施行する。

この要領は、平成１６年７月１日から施行する。

この要領は、平成１９年６月１日から施行する。

別表１

公募型指名競争入札対象工事

発注工事種別	工事規模
一般土木工事	７千万円以上
建築工事	１億５千万円以上

公募型指名競争入札参加資格確認通知書

年　　月　　日

共同企業体名

特定建設工事共同企業体

代表者の住所
及 び 氏 名　　様

境港市長

先の申請のあった　　に係る公募型指名競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

<table>
<tr><td>公　告　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">競争参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td>競争参加資格がないと認めた理由</td><td></td></tr>
</table>

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当市に対して競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに境港市建設部管理課へその旨を記載した書面を提出してください。